

2017 じんけんSCHOLAシンポジウム
人権の視点で「道徳」は可能か

哲学の立場からみた「道徳」 と人権

大阪市立大学
大学院文学研究科・文学部
土屋 貴志

※当日配布資料から修正した部分は緑字で示します

自己紹介

1961年生まれ

1990年3月 慶応義塾大学大学院文学研究科哲学専攻（倫理学分野）博士課程単位取得退学

1989年度～1993年度 杉野女子大学などで非常勤講師

（1991～92年度横浜国立大学で「道德教育の研究」、1993年度千葉大学で「教育哲学演習」を担当）

1994年度より 大阪市立大学文学部教員

（2017年現在准教授。哲学教室所属）

人権問題研究センター兼任研究員、医学部・経営学研究科兼任

三田市人権のまちづくり推進委員会第4期・第5期委員長（2012年7月～2014年3月、2015年9月～2017年3月）

人権の視点で「道徳」は可能か？

もちろん可能！

- 「道徳」の年間計画は内容項目を網羅して並べればよい
- 内容項目は人権教育の目標に翻訳できる
- 教科書は他の教科と同様に適宜使えばよい
- 評価は「学習活動」（何を行ったのか）に即して書けばよい

むしろ人権教育を「道徳」に活かすべき

人権教育と「道徳」

- 人権は課題、「道徳」は教育課程（「特別の教科」）。課程は容れ物、課題は内容
 - 容れ物の中に入れなければならないのは「内容項目」。内容項目さえ（形式的に）網羅していれば、「道徳」の授業はいかようにもありうる
- 課程としての「道徳」の授業に人権の内容を入れてよい
 - ほとんどの内容項目は人権教育の目標に翻訳可能（例：「第3次とりまとめ」実践編p.11「事例2：年間指導計画の作成例」）

人権教育と道徳教育は なぜ連携・統合していかないのか？

人権教育の目標が「道徳」の内容項目に翻訳できるくらい重なっているなら、そもそも国で両者を連携させ統合すればいいはず。なぜ、そうならないのか？

- 中心的な推進主体の相違（道徳教育は国 [↔日教組]、人権教育は部落解放同盟？）
- 担当部局の縦割り（文部科学省初等中等局の中で、道徳教育は教育課程課、人権教育は児童生徒課 [と生涯学習政策局社会教育課。法務省 [←国連の条約] も関係]）

「特別の教科」化のホントの目的

- 「とにかく、週1時間、きちんと授業をすること」 (...内容はともかく?)
- 教科書や指導例はどう授業したらいいかわからない教師向け (底上げの手段)
 - これまでしっかり独自の「道徳」授業を行ってきた教師は恐るるに足りず
- 人権教育の内容も、「道徳」の内容項目の言葉で表現しさえすれば、「道徳」として通用する

先例？修身科でプロレタリア教育！

- 教育勅語に基づく修身科が教えられていた1930年代、「新興教育運動」においてプロレタリア教育の立場から、修身科を「ブルジョア道徳」「天皇主義、ブルジョア地主的イデオロギーを中心とする科目」と批判し、「プロレタリア・イデオロギー教育」としての修身教授が試みられたことがある
- 国定教科書を「逆用」「改作」「素通り」し、教材を「創作」した

(藤田昌士『道徳教育』エイデル研究所、1985年、pp.41-42)

『修身科・無産者児童教程』（1932[昭和7]年 12月、日本教育労働者組合長野支部）より

- 川井事件（1924、国定教科書を使わず休職・退職させられた）のような弾圧を受ける可能性に対して

「〔修身教科書の〕各課の内容を検討するにそのまゝわれわれにおいて利用すべき或は逆用すべき課は殆ど皆無である。〔中略〕われわれの教科書に対する根本態度は、教科書絶対排撃である。で実際には教科書或は各課内容と離れて吾々の積極的な働きかけがなされなければならない（かかる時といえども敵に対する不断の用意として教科書は児童の前に開かれていますのがよいであろう）」

（浪本ほか編『史料 道徳教育を考える』3改訂版、北樹出版、2010年、p.47。引用文中の下線は土屋【以下同様】）

本来の意味の「道徳」とは？

- 本来の意味での（「特別の教科」ではない意味での）道徳とは「規範」の一種
- 規範とは「～するのはよい」「～するのはわるい」「～すべき」「～すべきでない」「～しなければならない」「～しなくてもよい」というような文で表される内容のことから
- 「～である」「～となる」というような文で表される「事実」と対比される

本来の意味での「道徳教育」

- 本来の意味での「道徳教育」とは、規範について教えること全般（規範教育）
- 「～するのはよい」「～するのはわるい」「～すべき」「～すべきでない」「～しなければならない」「～しなくてもよい」というようなことを教えることすべて
- 学校だけで行われるわけではない。家庭・地域・企業・交通機関・商業施設・娯楽施設など、社会のあらゆる場所と場面で行われているし、誰もが行っている

本来の意味での「道德教育」

- 法、倫理、文化、習俗、マナーなどについての教育はすべて、本来の意味での道德教育
- 人権教育も、「～するのはよい」「～するのはわるい」「～すべき」「～すべきでない」ということを教える点においては、本来の意味での道德教育に含まれる
- 学校での道德教育（学校道德教育）は、本来の意味での道德教育の一部にすぎない

道徳を教えないことはできない

- 道徳は誰でもどこでも日常的に教えられているし、教えている
- 「道徳は教えるべきでない」は不可能、
「道徳は教えられない」は自己矛盾
- 学習指導要領等に示される「道徳教育」は「日本国公認の学校道徳教育」にすぎない

「いい子」であることの息苦しさ

- 私自身、小学校では「いい子」であった
- 小学校は「小さな親切運動」に取り組んでいて、何も親切な行動などしていないのに、クラスメートから推薦されて、バッジをもらった。非常に落ち着かない気分だった
- ささいなことでも先生に叱られたら、とても気に病んで、そうならないよう、いつもびくびくしていた

コミュニケーションとしての叱り

- 今になって考えると、少しくらい叱られたくらいの方が、のびのびと楽しい学校生活を送れたと思う
- 教える立場になると、叱るのもコミュニケーションだとわかる
(もちろん、叱り方が大事)

→ 道徳教育って、どうあるべきなのか？

学校道徳教育に関する立場

- 「学校で道徳は教えるべきでない」
- 「学校で道徳は教えるべき」
 - 「特定の時間だけで教えるべき」
 - 「学校の教育活動全体で教えるべき」
 - 「学校の教育活動全体だけで教えるべき」
(全面主義)
 - 「学校の教育活動全体で教えるが、特別な時間も設けるべき」 (特設主義)
 - 教科とはしない (教科書・評価なし)
 - 教科にする (教科書・評価あり)

「道徳を教える」とは（私の考え）

- 道徳を教えるとは、道徳について考えることを教えること
- 何をすべき（するのがよい/わるい、しなければならぬ/しなくてもよい、等）なのか、なぜそうすべきなのか、理由を自分で理解すること
- 道徳を「教え込む」のは、本当の意味では道徳を教えていない。ただ、特定の道徳に従わせているだけ（理由を示さずに強制している）

中教審『道徳に係る教育課程の改善等について (答申)』 2014[平成26]年10月、pp.2-3

「道徳教育をめぐるっては、児童生徒に特定の価値観を押し付けようとするものではないかなどの批判が一部にある。しかしながら、道徳教育の本来の使命に鑑みれば、特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない。むしろ、多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質であると考えられる」

→「考える道徳」「議論する道徳」への転換（『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』2017[平成29]年6月、p.2）

倫理学（道徳哲学）と日本国公認学校道徳教育の方向性の違い

- 倫理学（道徳哲学）は、あらゆる正しい規範を根本で理由づける、普遍的かつ最も重要な「原理（アルケー＝始まり、始原）」を求める
 - 「原理」の数は少なくなる（せいぜい数個）
- 日本国公認の学校道徳教育は、国民が身につけるべき「道徳的諸価値」（アレテー＝徳、卓越性）を列挙する（修身科以来の構造）
 - あれもこれもと数が多くなる

日本国公認学校道徳教育 = 国民の教育

- 教育基本法（2006[平成18]年改正）

第一条（教育の目的） 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第五条（義務教育）

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

教科書の「使用義務」とは

学校教育法（2016[平成28]年改正）

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

★副教材は自由

小学校学習指導要領（2015[平成27]年改正）

第3章 特別の教科 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

(1) 児童の発達段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

学校教育法施行規則（2016[平成28]年改正）

第四章 小学校

第二節 教育課程

第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の道徳に代えることができる。

学校教育法施行規則（2016[平成28]年改正）

第五章 中学校

第七十二条 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第七章中「各教科」という。）、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

小学校学習指導要領（2015[平成27]年改正）

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

2 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。（以下略）

中学校学習指導要領（2015[平成27]年改正）

第1章総則

第1 教育課程編成の一般方針

2 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。（以下略）

★「児童」が「生徒」になっている以外は小学校と同文。

第3章も内容項目以外は同文

小学校学習指導要領（2015[平成27]年改正）

第1章 総則

第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

小学校学習指導要領（2015[平成27]年改正）

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

3 道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

小学校学習指導要領（2015[平成27]年改正）

第3章 特別の教科 道徳

第1 目標

第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

「道徳性」とは？

「道徳性は、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指して行われる道徳的行動を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである。それはまた、人間らしいよさであり、道徳的価値が一人一人の内面において統合されたものと言える」

（『小学校学習指導要領解説・総則編』2017[平成29]年6月、p.28）

★道徳性 = 道徳的行動を可能にする人格的特性 = 道徳的価値が内面で統合されたもの ← 同語反復。 「道徳的」とは何？

★アレテー（徳、卓越性）か？ 徳倫理学？

「道徳的価値」「内容項目」とは？

「道徳的価値とは、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである」

★回りくどく不明確。「よりよく」＝「道徳的」？

「学校教育においては、これらのうち発達の段階を考慮して、児童一人一人が道徳的価値観を形成する上で必要なものを内容項目として取り上げている」

（『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』2017[平成29]年6月、p.17）

「道徳的判断力」とは？

「道徳的判断力，道徳的心情，道徳的実践意欲と態度」＝「道徳性を構成する諸様相」
★知・情・意という伝統的三分法

「道徳的判断力は，それぞれの場面において善悪を判断する能力である。つまり，人間として生きるために道徳的価値が大切なことを理解し，様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力である」

（『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』
2017[平成29]年6月、p.20）

「道徳的心情」とは？

「道徳的心情は、道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のことである。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情であるとも言える。それは、道徳的行為への動機として強く作用するものである」

（『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』
2017[平成29]年6月、p.20）

「道徳的実践意欲と態度」とは？

「道徳的実践意欲と態度は、道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性を意味する。道徳的実践意欲は、道徳的判断力や道徳的心情を基盤とし道徳的価値を実現しようとする意志の働きであり、道徳的態度は、それらに裏付けられた具体的な道徳的行為への身構えと言うことができる」

（『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』2017[平成29]年6月、p.20）

★「道徳的」のインフレ＝意味不明確

幼稚園教育要領

(2017[平成29]年3月告示、2018年度施行)

第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

3 (「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」)

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

高等学校学習指導要領

(2009[平成21]年3月)

第1章 総則 第1款 教育課程編成の一般方針

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

★「倫理」は教科「公民」に属する「科目」。単独の教育課程ではなく、道徳教育の「要」でもない

日本国公認学校「道德教育」と「道德」

- 日本国公認学校道德教育は、幼稚園から高校まで、道德を教えるよう定めている
- 小学校、中学校、高等学校においては、学習指導要領で「道德教育」を「学校の教育活動全体」を通じて行うものとしている
- 小学校、中学校では教育課程として「特別の教科・道德」を設け、全学校教育活動で行う道德教育の「要」としている

人権教育 = 人の教育

- 人権教育は誰でも持つ人権について教える
- 学校だけでなく、家庭を含む社会のあらゆる場所と場面で教えられる
- 目標や課題が具体的、学校と校外の連携も明確
- 人は「国民」である前に、人である。人権教育は、あらゆる人に対して行われる「人の教育」
→ 「人の教育」である[学校]人権教育のほうが、「国民の教育」である日本国公認学校道徳教育よりも、必然的に範囲が広い
= 日本国公認学校道徳教育は、人権教育によってカバーできるはず

修身科とは

- 学制（1872[明治5]年）によって設置（仏に倣う）
- 教育勅語発布（1890[明治23]年）までは内容を統一せず（とくに初期は文部省が主に西洋書の翻訳を指定）
- 教育方法は江戸時代以来の口授（講話、読み聞かせ）や児童の反復誦読が中心（→読み物資料）
- 教育勅語発布以降、勅語に沿った内容に
- 1904[明治37]年度から国定教科書を使用。内容は徳目（→内容項目）に沿った説話
- その中でも教材や教育方法の工夫はなされた
→川井事件（1924[大正13]、松本女子師範附属小。4年担任の川井清一郎が、1学期は自選教材を用い国定教科書を用いなかったことを県視察委員に咎められ休職・退職に）
- 1945[昭和20]年12月31日、GHQにより授業停止

修身科と「道徳」

- 内容は大きく変わった。とくに明治後期以降の修身科がよりどころにしていた教育勅語の失効により、忠君愛国等はなくなり、民主主義的な内容になった
 - 尊皇は残る（国体＝天皇制の護持による）
- しかし形式（構造、教育方法）はそれほど変わっていない。国定教科書→検定教科書
 - 読み物資料を軸とする教科書を使う限り、江戸時代以来の口授・講話の伝統は消えない
 - 「考え、議論する道徳」は江戸時代以来の伝統的方法の克服を目指しているのか？

なぜ読み物資料中心の教科書なのか？

- 検定教科書は盛り沢山で分厚い。年間35時間をすべて使っても使い切れない
- それにしても、なぜ、修身科以来の、読み物資料中心の教科書を用いた授業をしなければならないのか？
- そもそも、読み物資料を用いた授業は、道徳教育として最も効果的といえるのか？
- 他のいかなる授業方法よりも「道徳性を養う」方法だと実証されているのか？有効性の比較検討はなされているのか？

読み物資料に対する違和感

- 読み物資料中心の検定教科書、副読本、修身の国定教科書等を読んだ際の違和感
= 資料としての物語が生きていない！
- 物語は、一つの事例として、（人権を含む）さまざまな「道徳的価値」を含む。一つの「価値」だけを物語に帰することはできない
- にもかかわらず、一つの内容項目に適合させるために、物語を「改作」「改釈」している
→そもそも「内容項目に資料を割り当てる」ということ自体、無理なのでは？
（人権教育に関してもあてはまる方法論的問題）
- ★事例としての物語は常に特定の解釈を超える

いじめをなくするのが目的か？

- 「道徳」を特別の教科にする「きっかけ」がいじめ対策の強化
- しかし学校や地方自治体や国にとって本当に問題なのは「いじめ」そのものではなく「いじめによる自殺」なのではないか？

...本当にしたいのは「いじめ撲滅」ではなく「自殺防止」ではないのか？

「道徳」でいじめをなくせるか？

- いじめは差別の一形態である。「『シカト』『パシリ』は差別の典型」（上杉聰）
→人権教育（＝反差別教育）こそ、正面からいじめを否定できる
- 日本国公認学校道徳教育はいじめ防止にも使えるかもしれないが、いじめ防止が第一目的ではない
- むしろ「道徳」の「道徳的諸価値」ゆえに、いじめが生じるということはないか？
（例えば「家族愛、家庭生活の充実」「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」「感動、畏敬の念」）

「道徳」で自殺をなくせるか？

- 「善く生きる」ための「道徳的諸価値」を理解し、判断力・心情・意欲と態度を育てれば、自殺はなくせるか？
 - 自殺は「道徳的諸価値」と本当に相容れないのか？
 - 西洋の倫理学には自殺を肯定する流れがある
(生命は手段的に善いだけ ← 魂の不死)
- 例) 「ただ生きる」のではなく「善く生きる」ことを説いたソクラテスは、死刑を宣告されても、祖国アテネのために逃亡せず、自ら毒杯をあおいだ
- (共同体主義に基づく。単なる国法遵法ではない)

人権論と自殺（私の考え）

- 人権の根本 = 「生きていていいんだ」（生存権） → 人権論は自殺を否定する（人権を捨てるのは人権ではない）
 - 「自殺する権利」はない。「安楽死」も「患者の権利」ではない
- 身体は自分の所有物ではなく、自由に処分できる財産でもない（→臓器売買の禁止）
 - 身体は人権の「座」である。身体がなければ人権もない
- 自殺は「人権侵害」である。ただ、非難されるべき加害者がいなくなっているだけ

人権論は「普遍的規則利己主義」

- 人権論は「私は（あなたは）生きていていいんだ」（生存権）を根底とする
- 個人を大事にし、個人の人権（生存権）を守るために、お互いの人権を侵害しないという約束（社会契約）を結びあい、その約束を守るために統治（国）をつくる、という考え方
= 「国のために人があるのではなく、人のために国がある」
- 倫理的には「普遍的規則利己主義」
（誰もが平等に、長い目で見て自分の利益〔生存〕を確保する規則〔約束〕を定めあい、たとえ短期的には自分に不利益があってもお互い定めあった規則〔約束〕に従うべきとする）

「道徳」は「共同体主義」

- 人権教育は国（統治）のあり方、人と国の関係をも問題にする。国が自明の前提ではない
 - 日本国公認学校道徳教育は、国民の教育である以上、国があることが大前提になっている
- 「道徳」は国のあり方、人と国の関係を問うことはできない

「道徳」は、人が国から生まれ、国のなかで生き、国のなかで（時には、国のために）死んでいくことを前提にしている

- 倫理的には「共同体主義」

「国」とは？

「『我が国』や『国』とは、政府や内閣などの統治機構を意味するものではなく、歴史的に形成されてきた国民、国土、伝統、文化などからなる歴史的・文化的な共同体としての国を意味するものである」（『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』2017[平成29]年6月、p.60）

「ここでいう国とは統治機構としてのそれではない。悠久の歴史をもった日本という土地柄である」（安倍晋三『新しい国へ』[美しい国へ・完全版]、文春新書、2013年、p.100）

★共同体主義そのもの。人権論＝社会契約説では、国とは統治機構以外の何物でもない

「特別の教科 道徳」における評価

小学校学習指導要領（2015[平成27]年改正）

第3章 特別の教科 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

4 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し，指導に生かすよう努める必要がある。ただし，数値などによる評価は行わないものとする。

「道徳」における評価のあり方

「児童の成長を見守り，努力を認めたり，励ましたりすることによって，児童が自らの成長を実感し，更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すことが求められる」

「特に，学習活動において児童が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ，自律的に思考する中で，一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか，道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが重要である。このことは道徳科の目標に明記された学習活動に注目して評価を行うということである」

（『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』2017[平成29]年6月、pp.107-108）

「本音」を引き出す授業を

- 「建前」に終始する授業ほど意味のない授業はない
- 子どもが本気にならない。見えた正解（建前）を言えばいいだけ
- 教師もやっていて楽しくない。子どもの目が輝かない。子どものためになっている気がしない
- どうせやるなら、子どもが本気になり目が輝く、やりがいのある授業をしよう！